

随意契約結果及び契約の内容

工事の名称	令和4年度馬毛島仮設栈橋築造工事（その1）
工事概要	本工事は、馬毛島の仮設栈橋を新設するもので、捨石工、ラブルネット工、被覆・根固工、裏込・裏埋工、基礎工、本体工、上部工及び付属工を施工するものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 九州地方整備局副局長 杉中 洋一 福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号
契約年月日	令和4年10月5日
契約業者名	五洋・鹿島・藤田特定建設工事共同企業体
契約業者の住所	福岡市博多区博多駅東二丁目7番27号
契約金額	10,000,430,000円（税込み）
予定価格	10,000,485,000円（税込み）
随意契約によることとした理由	<p>本案件の対象となる仮設栈橋は、離島における大規模な土木施設であり、本案件に係る施工は、資機材の島外からの海上搬入をはじめとする外洋に面した離島での極めて特殊な条件下での施工になる。また、本案件に係る施工を早期かつ確実に実施するためには、仕様の前提となる条件を確定できない早期の段階から、施工を念頭に置いた技術的な知見を詳細検討に反映することが必要であるため、発注方式として技術提案・交渉方式を採用し、技術協力・施工タイプを適用して技術提案を求めた。</p> <p>選定にあたっては、「1）技術協力業務の実施に関する提案」、「2）仮設栈橋の傾斜堤区間における施工期間の短縮を意識した施工上の課題と対応策に関する提案」、「3）仮設栈橋のケーソン区間における施工期間の短縮を意識した施工上の課題と対応策に関する提案」及び「4）工事期間中における安全確保の課題と対応策に関する提案」について、技術提案書を審査した結果、事業目的達成のために総合的に評価の高い技術提案を行った五洋・鹿島・藤田特定建設工事共同企業体を優先交渉権者として選定し、当該技術を反映した詳細検討を実施した。</p> <p>本工事は、この詳細検討に基づく工事を行うものであり、技術提案者である五洋・鹿島・藤田特定建設工事共同企業体が工事の実施が可能な唯一の者である。よって、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を行うものである。</p>
工事場所	鹿児島県西之表市馬毛島地先
工事種別	港湾土木工事
履行期間（自）	令和4年10月5日
履行期間（至）	令和5年11月25日
備考	